

札幌市立柏中学校 いじめ防止基本方針

1. いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢

いじめが生徒の心身に及ぼす影響を全教職員が共通理解し、「いじめは人として決して許されない行為」とあるという基本意識のもとで、「いじめは、どの学校でも、どの生徒にも起こりうる」という危機意識を常にもって対応していく必要があります。

こうした基本認識に立ち、本校では、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の形成と安心して学習することができる環境を整備していきます。そのためには、いじめの未然防止、早期発見及び早期解消のため、生徒指導の機能や教育相談の充実を図り、生徒一人ひとりの心の居場所を確保するとともに、安全で安心して学習に取り組むことができるよう、全教職員が計画的・組織的そして継続的に「いじめのない学校づくり」を推進することを柏中学校の「いじめ防止」の基本姿勢とします。

2. いじめ防止対策推進の基本的な考え方

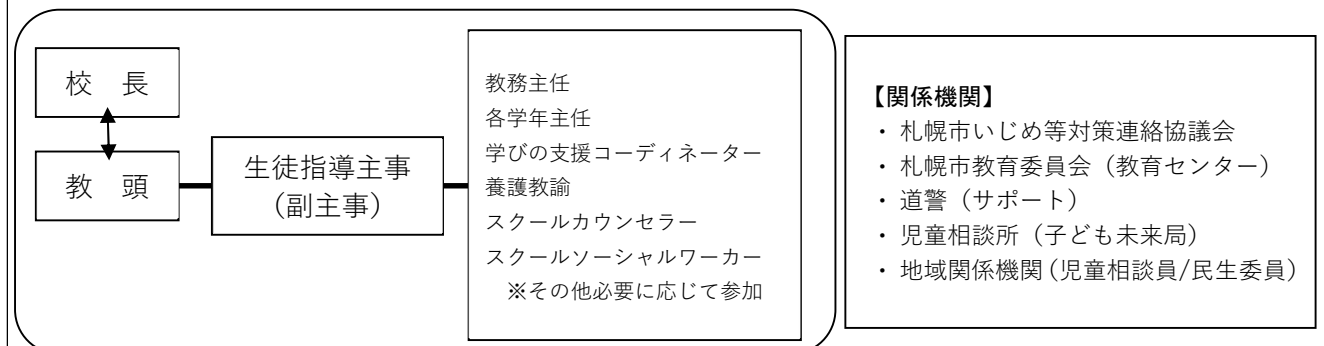
- (1) 「1. いじめの問題に対する基本認識及び基本姿勢」を全教職員及び保護者等が共有し、関係機関や地域住民等との協力と連携を図りながら、いじめの根絶に向け組織的な取組を推進します。
- (2) いじめ防止対策推進のための組織として、「いじめ防止対策委員会」を校内に設置し、実効性のある取組を推進します。
- (3) 生徒の心身の成長や学習する権利を阻害するような重大な被害を与えるような事態に対しては、設置者（教育委員会）や専門機関等の協力を得て、事実解明等を行う緊急の調査組織を設け、被害者救済のための必要な措置を講じます。
- (4) 学校評価において目標の達成状況等を評価し、取組の改善につなげます。

3. 「いじめ防止対策委員会」の設置

- (1) いじめ防止対策を実効的に行う組織として「いじめ防止対策委員会」を設置します。
- (2) 本委員会を定期的に（月1回）招集するとともに、必要に応じて臨時に招集します。

＜組織図＞

校長・教頭・生徒指導主事・教務主任・各学年主任・学びの支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーから構成されます。



- * 校長はいじめ防止対策に係る基本的方針を示し、取組内容を決定します。
- * 教頭は校長の方針に基づき、生徒指導主事及び構成員に必要な指示並びに指導助言を行います。
- * 生徒指導主事(副)はいじめ防止対策委員会の代表として実務的な連絡及び調整を行います。
- * スクールカウンセラー（SC）およびスクールソーシャルワーカー（SSW）は委員会に参加し、いじめ防止についてアドバイスを行います。

4. 「いじめ防止対策委員会」の責務

「いじめ防止対策委員会」は、いじめの根絶に向け、次に掲げる事項に取り組みます。

- (1) いじめ防止基本方針の策定と推進
- (2) 校内組織（分掌・各種委員会等）との連携
- (3) いじめ根絶に係る生徒の生徒活動の推進
- (4) 生徒の思いやりの心など豊かな心の育成
- (5) 生徒の望ましい人間関係や自己有用感の育成
- (6) 生徒の情報モラルの育成
- (7) ネット・トラブルへの対応
- (8) いじめの早期発見・早期解消
- (9) いじめの再発防止
- (10) 関係機関との連携
- (11) 保護者等への適切な情報提供
- (12) 教育相談（いじめ調査等）の計画と推進
- (13) いじめの問題及び児童（生徒）理解に係る教職員の研修の企画と運営
- (14) いじめ防止対策推進に係る学校評価の推進
- (15) その他、いじめ防止対策推進に関すること

5. いじめ防止対策推進の具体的な取組内容

(1) いじめ未然防止の取組

- ① いじめに関する一斉学習の実施（学級活動又は道徳の時間の企画立案及び実施）
- ② 全校集会の実施（生徒会を中心とした活動等）
- ③ 生徒活動（生徒会・各種委員会・部活）による防止活動
※学級討議「いじめを防ぐ学級討議」
- ④ 教育相談旬間（悩み 相談 いじめアンケート利用）の設定（年2回：4月/11月）
- ⑤ 学校公開日等における学級活動・道徳の授業公開
- ⑥ 学校・学年PTA集会や保護者懇談会の開催
（いじめ防止基本方針の説明やネット・トラブル未然防止について）
- ⑦ いじめ問題に関する校内研修の実施〔生徒理解研修を組織的継続的に取り組む〕
- ⑧ ボランティア活動の実施（地域との連携）
- ⑨ 外部講師（地域人材）を招いた豊かな心を育む講演会の実施

(2) 早期発見・早期解消の取組

- ① 相談窓口の紹介（校内及び校外の相談機関等）
- ② 教育相談の実施（年2回実施）
- ③ 三者面談の実施（年2回実施）
- ④ 生徒へのアンケート調査の実施（市教委：1回、本校独自：2回）
- ⑤ スクールカウンセラーとの情報交流会の開催（毎週）
- ⑥ 校内いじめ防止対策に関わる会議の運営（毎月1回：情報交換・情報共有・会議録作成）
- ⑦ ふれあい活動の推進（すき間のない指導体制）
- ⑧ ネットパトロール等の実施
- ⑨ 関係機関、地域住民等からの情報収集
- ⑩ いじめ防止対策委員会における対策の検討

6. いじめ発生時の具体的な対応

(1) いじめの把握

- いじめアンケート等の調査による把握（ＩＣＴも活用し、集約し、共有する）
- いじめを受けた本人（または保護者）からの訴え
- 周囲の生徒からの情報
- 教職員の観察による発見
- 関係機関、地域住民等からの通報
- その他

(2) 初期対応

- いじめの発見者（把握者）から関係学年代表、学級担任等への情報提供（共通理解）
- 関係学年代表、学級担任等による関係生徒への事実確認及び指導
- いじめ防止対策委員会への情報提供及び対策会議
- 当事者生徒・保護者からの丁寧な聞き取り

(3) いじめの報告

- いじめの発見者（把握者）から生徒指導主事へ報告
 - 生徒指導主事から関係学年代表、学級担任等へ調査の指示
- 生徒指導主事から教頭へ報告
 - 教頭から生徒指導主事へ必要な指示
- いじめ防止対策委員会の開催と対策会議（委員会によるいじめの認知）
- スクールカウンセラーによるコンサルテーション
- 教頭から校長へ報告
 - 校長から教頭へ必要な指示
- 校長によるいじめ防止対策委員会の招集

(4) いじめ防止対策委員会の招集

- 事実関係の解明 ○ 指導方針の確認 ○ 個別指導の検討
- 役割分担の協議 ○ 対応チームの編成 ○ 関係機関との連携
- 全教職員による共通理解の形成

(5) いじめの解消（国の方針で定められている、いじめの解消の目安である3か月に至る間）

- いじめを受けた生徒への対応 ○ いじめを行った生徒への対応
- 周囲の生徒への対応 ○ 保護者への対応
- 教育委員会への報告（指導・助言やいじめ早期対応チームの要請）
- 関係機関への相談（児童相談所、スクールソーシャルワーカー、各種相談室等）

(6) 再発防止に向けた取組（いじめ防止対策推進委員会において検討）

- 原因の詳細な分析 ○ 学校体制の改善・充実
- 教育内容及び方法の改善・充実 ○ 家庭、地域との連携強化

7. 重大事態への対処

(1) 重大事態の把握

- 重大事故・事案の発生 ○ 本人及びその保護者からの申し立て
 - 教育委員会、警察等関係機関からの通報 ○ その他
- (重大事態か否かの判断基準は、法や国の基本方針等を参考とし、協議の上で判断。関係機関からの指導を仰ぐ。)

(2) 重大事態の調査

- いじめ防止対策推進委員会の緊急招集、調査の実施 ○ 事実の整理、校長への報告

(3) 重大事態の報告、通報

- 教育委員会への報告、早期対応チーム派遣等支援の要請
- 犯罪行為が認められる場合等は、警察への通報、支援の要請

生徒の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

(4) 調査組織の設置（札幌市教育委員会の指示により設置）

- 校内調査委員の選定
- 校外の専門家への協力依頼〔いじめ早期対応チーム（市教委）、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等〕
- 「札幌市いじめ等対策連絡協議会」の派遣要請
- 加害者への教育的措置の検討
- 被害者の救済措置の検討
- 調査及び対応結果の教育委員会への報告

(5) 措置の実施

- 札幌市教育委員会の指示に基づく具体的な措置を進めます。

令和3年4月 1日策定
令和5年4月 4日改定
令和6年3月28日改定